

令和4年度 第2回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会 報告

<質疑>

I 権利擁護の専門相談・支援	
質問1	権利擁護の専門相談で件数が増えているのは、コロナ前に戻っているのか、それとも相談自体が増えているのか。
回答1	後者と思われる。特に後見の相談が年々増えており、高齢や障がい関わらず増えている。それに伴って後見の申立て手続き支援も増えている。
質問2	相談体制はセンターでうまく対応できているのか。
回答2	虐待の通報も増え、法人後見の業務や他の事業などもある中、限られた人数で何とか対応している。
質問3	福祉を高める運動研究会でも、複合的な問題を抱えるケースが増えていると思う。そのようなケースの相談をどこにすればよいか。
回答3	まずは包括に相談いただければ、権利擁護支援センターなどの必要な機関に繋がる。民生委員が相談しやすい機関に相談してほしい。
質問4	複合多問題ケースは実際どれくらいの件数があるのか。また、発見した時の支援体制として、どこに相談したらよいか。
回答4	複合ケースについては件数までは把握していない。虐待ケースの場合、必要に応じて生活困窮や子ども家庭総合支援課など関係機関の支援者に会議に参加してもらっている。
II 後見センター機能	
質問5	法人後見について、受任が増えていく一方で終了は0とあり、受け入れ態勢がいつか頭打ちすると思われるが、あとどれくらい受け入れられるのか。
回答5	家族全体の支援が必要であったり、頻回な対応が必要であるなど、ケースの質もあるので、件数としては答えられないが、限界はいつか来ると思う。落ち着いたケースを市民後見人に交代して、その分新しいケースを受任するなどの方策が考えられる。
質問6	人材バンクの専門職を増やしていく方策は考えているか。
回答6	市外の専門職にも登録をお願いしていて、この間、西宮市の司法書士が増えた。
III 権利擁護支援ネットワーク機能・その他事業	
質問7	専門委員会での市長申立ての検討は、今後すべての案件で行うのか。件数が少なければいいが、内容的に明らかに市長申立てに問題がない事案もあったと思う。
回答7	現状、すべて行うことになっている。今後、地域福祉課と検討していきたいと思う。

<意見>

意見1	ケアマネや医療ソーシャルワーカーの職域を超えた対応が多くなっているように思う。孤独・孤立の問題については今後の課題だと思う。
意見2	生活困窮や権利擁護で関わっていると、家族全員がパワーレスであったり、キーパーソンがコロナの影響を受けたり、ダブルケア等、家族に複合的な問題を抱えたケースが増えていると思う。世帯を支えるために、誰が支えるのかが大きな課題となっている。
意見3	あじさいの会では家族の愚痴を吐き出してもらっている。家族会でも認知症サポーター養成講座を実施しており、活用してほしい。学生にも養成講座を行い、「僕たちに任せてください」と心強い意見をもらった。

意見4	近隣とのトラブルで孤独となった人や、家族と関係が悪い患者を見かける。医師会では、在宅医療ハンドブックを作成しており、孤独死をどうすれば予防できるかという視点で、ライフラインは最低限確保してほしいことなどを今回より記載している。4月に完成予定なので、配布されたら確認してほしい。
意見5	障がい分野では夕方の居場所が課題であり、モデル的に居場所の取り組みを先日実施した際、人材バンクの登録者2名の方にご協力いただいた。これまで事業所に訪問されていたこともあり、とても自然に輪の中に入って、場を盛り上げていただいたので、是非今後とも関わっていただければと思っている。
意見6	ここ5年で虐待や、認知症で自宅に戻れない人の保護などの通報が増えて、警察の対応が変わってきている。一方、警察も常時の対応に苦慮している。来年度から認知症の見守り機能と、他者に損害を与えた賠償保険とセットにして普及していきたいと考えている。虐待について、一時的に収容する施設がないため、苦慮している。市長申立ては増えてくると思うため、専門委員会への諮り方について検討を進めていきたいと思う。

<その他報告>

1月18日(水)開催の三市(西宮市、尼崎市、芦屋市)と三士会(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会)と家庭裁判所尼崎支部との連絡会の報告と所見。

○弁護士会から、報酬が安価であるとして受任に消極的であるとの話や、親族にリレーしてもその後も親族をフォローしている実状の話があった。

○司法書士会(リーガルサポート)も受任調整に苦慮している。

○明石市では、当初は司法書士と市民が複数で受任し、落ち着けば市民単独にシフトする方式を行っており、家裁でも交代方式を勧めている。一方、最初の大変な時だけ関わって、落ち着いたら抜けることにしんどさを感じる司法書士もいる。

○司法書士から、自分たちにも人材バンクの後見活動支援員がいると助かるとの意見があり、人材バンクの活動の拡充の観点でも、専門職への後見活動支援員の活用も考えられる。また、その後支援員が市民後見人として専門職と交代し、専門職には新規で受任をお願いするなどの方式も考えられる。